平成29年度第3回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 平成30年2月2日(金)午前10時05分~11時40分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5階5-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)21名

安部侃(途中出席) 伊﨑葉子(途中出席) 上野谷加代子 江上陽子 小山万亀子 尾﨑美登里 北岡賢剛 駒井千代 﨑山美智子 白井京子 城貴志 塚本秀一 中川英男 中島みどり 中村宗寛 中村裕次 濱上洋 丸本千悟 宮川富子

下川大刀 下面のとり 下刊示見 下刊附込 領工任 九平十后 音川苗丁

村島茂男 渡邉光春

4 欠席委員(五十音順、敬称略) 5名 小林江里子 佐藤誠 田野節子 花房正信 藤澤直広

5 事務局

藤本健康医療福祉部長、西川健康医療福祉部理事、山元健康医療福祉部次長健康福祉政策課:市川課長、海老根課長補佐、吉田副主幹、安澤主査、関主査

医療福祉推進課:長谷川副主幹

障害福祉課: 丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査

教育委員会事務局幼小中教育課: 辻参事

警察本部生活安全部少年課: 竹谷課長

- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを 目指すための条例の骨格について
 - (3) 再犯の防止等の推進について

7 概要

[司会]

それでは皆様、大変お待たせしました。

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 定刻を少し過ぎましたが、電車の都合等で開催を遅らせていただきました。 ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長より御挨拶申し上げます。

[健康医療福祉部長]

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お寒い中、また早朝から何かと御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、それぞれの活動を通じて、本県の医療福祉をはじめ県民生活の 向上に御尽力いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

まず冒頭でございますけれども、本審議会の委員で滋賀県医師会長の猪飼剛様におかれましては、1月24日に御逝去をされました。猪飼様の今日までの御功績を偲び、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日の審議会は2題御審議を賜りたいと思っております。

1つ目は「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について」ということでございます。昨年5月に本審議会に諮問をさせていただきまして、これまで3回の条例検討専門分科会と条例の根幹となるテーマを議論する4つのワーキンググループをそれぞれ開催いただき、議論を深めてきていただいたところでございます。

関わっていただいております委員の皆様には、改めまして御礼を申し上げます。

併せまして、障害者団体をはじめとする関係団体の皆様との意見交換の場などにおきま しても議論の経過報告を行いますとともに、県政モニターアンケートを通じて県民の皆様 のお声も聞かせていただいたところです。

本日は、こうした検討経過につきまして、御報告をさせていただきます。

また2つ目でございますけれども、国の再犯防止推進計画が昨年の12月に策定をされました。その中で高齢者または障害のある方や薬物依存を有する方への支援施策などが掲げられておりまして、様々な生きづらさを抱え、罪を犯した人たちが、地域社会で孤立せずに社会復帰をするための取組なども法務省が軸になって進めるということになりました。

このことを踏まえまして、本県といたしましても今後こうした分野を総合的に検討して

いくにあたりましての問題意識あるいは考え方などにつきまして、本日協議をさせていた だきたいと存じます。

再犯防止の取組は、安全・安心に暮らすことができる社会を目指す取組でありますとともに、都道府県としてはじめて本県が参画することを表明いたしました、国連の持続可能な開発目標(SDGs)にうたわれている、誰一人取り残さない社会の理念に通ずる取組であると思っております。

委員の皆様には、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日どうかよろしくお願いいたします。

[司会]

それでは本日の審議会ですが、先程、部長が御挨拶申し上げましたとおり、猪飼委員が 御逝去されましたので、委員数が26名となり、本日、現時点で御出席いただいておりま す委員の方は19名でございますので、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福 祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを御報告させて いただきます。

次に、各所属団体の役員の改選等によりまして、本日はじめて御出席いただいている委員が3名いらっしゃいます。御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、 一言ずつ御挨拶をいただきますようよろしくお願いいたします。

(委員紹介)

ありがとうございました。なお、本日、御都合により事前に御欠席の連絡を受けている 委員の方の御紹介をいたします。

(委員紹介)

次に、本日配布している資料の御確認をお願いいたします。

(資料確認)

以上でございます。不足等ございましたらお知らせいただきますでしょうか。

本日、皆さまに1点お願いがございます。本日、この会を傍聴されている方と手話通訳

の方がいらっしゃいます。御説明、御発言等ありましたら、できるだけ早口にならないように、例えば資料ですと何ページということで、少し間をおいていただきまして、御説明 いただけるとありがたいと思っております。どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行ですが、社会福祉法第10条の規定により、委員長は会務を総理するとありますので、渡邉委員長にお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくお願いいたします。

〔委員長〕

皆さん、おはようございます。

先程、部長の挨拶にありましたけれども、本日の議題は「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について」の御報告と、協議として「再犯の防止等の推進」という2題でございます。

この1番目の「障害者差別解消法の実効性の補完について」の議論については、条例検 討専門分科会で議論をいただいております。非常に様々な有識者の方が熱心に議論をいた だいております。私も参加しておりますが、非常になかなか深く様々な観点から議論いた だいているものと思っております。そこで思いますのは、私自身、この前も御挨拶で申し 上げたのでありますが、この条例を作る意義でありますけれども、私自身の認識としまし ては、「障害者差別解消法の実効性の補完」というところにキーワードがあるのではない かなと思っています。それは法律の不備があると滋賀県が自治体として認識している。こ のことが大きいのではないかなと思っています。補完という意味は、欠落しているところ を強化する、不備なところを直していく、こういうことでありますから、この法律自体を 滋賀県で落とし込んで行くときに、実現するには不備があるという認識がある。ここのと ころが一番重要なのではないかなと思っています。そういう意味で、この条例が実効性の あるものにしていただくための本日の審議会だと思っていますし、ついてはもう1つあり まして、この障害者差別解消というものを基本とした滋賀県の福祉の在りようであったり、 地域の在りようが今後の話になってくるのではないかなと。それ故にこの障害者差別解消 の条例の補完という意味は大きいのではないかなと思っています。ひとつ皆さま方、忌憚 のない御議論をいただきまして、本日の会議が実りのあるものとなりますようよろしくお 願い申し上げます。

それでは、議事に従いまして進めさせていただきます。次第の3の「報告」の「障害者 差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格に ついて」、事務局より説明をお願いいたします。

〔障害福祉課長〕

(資料1 説明)

〔委員長〕

はい、ありがとうございました。資料相当多いので。どんな観点からでも結構ですけれども、特に今現在のレベルとしては、(資料1)35ページから後が一番わかりやすい。35ページから 42ページですか、それが様々な議論を経て、現在のところの状況ということで御理解いただいたらわかりやすいかなと思います。

どなたでも結構ですので、どの観点からでも結構ですので、今の報告について御質問なり、あるいは御確認いただくことについて御発言をよろしくお願いいたします。

[委員]

今聞かせていただきまして、いくつかわからない点があったので、質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

ひとつ「社会モデル」という言葉が出てくるのですが、これはどういう意味なのか、事 務局の方から説明をしていただきたいというのが1点です。

それから、このたたき台の中で教育の推進というところを見たときに、要は障害を持っている人達の教育を保障していくという部分と、あともうひとつは広く県民に対する理解を求めるための教育・啓発が必要だと思うのですけれども、ここでは学校教育におけるという形になっているので、社会教育とかそういう部分はどうなっているのかなということが2つ目です。

それからもうひとつは、相談体制、これは一番大事なことだと思うのですが、すでに各 分野ごとに様々な相談機関が県とかにあるのですけれども、これらの相談機関とこれから やろうとする相談、いわゆる地域相談員とか専門相談員、これはどういう関係性を持つのか。

つまり相談をする場合、現在はそれぞれの課題別に相談になっている訳ですよね。縦型 の。この相談はここに行きなさい、この相談はここに行きなさい、こういう形に残念なが らなっていると。

ところが、様々な相談者は複合的な課題を抱えているから、そういう人ほどなかなか逆に言ったら相談に行けない現実が出てくる。要は、例えば「保育園に入りたいけど、どうすればいいんだろう」という悩みを持っている人は、その保育の担当のところに行ったらすぐ解決できるのですよね。しかし、様々な子どもの保育の問題、生活の問題、仕事の問題、様々な課題をたくさん抱えている、重層的に抱えている人達はまずどこに相談に行ったらいいのか。

逆に言ったら、今までの往々にして多い例は、相談機関をたらい回しにされる。結果的には「何も解決しないからそんなところに相談に行っても仕方ない。」と言って、逆に相談に行かないという例が数多くあるのですね。そういうことから考えるならば、ワンストップで総合的な相談をして、そこで仕分けができるような仕組みを作るべきだと思うのですけれども、聞きたいのは県に相談ネットワークというのはたくさんあるのですけれども、そういう既存の相談機関とこれからのこの条例で言うところの地域相談員、専門相談員、それがどういうところに配置をされて、どういう役割をするのかについてもう少しお聞かせをしていただきたい。

最後ですけれども、もうひとつは、複合的差別という言葉が出てきています。当然、今日、人権の問題を考えるときに複合的差別というのは、その視点は、非常に大事だと言われているのですよね。そういうことになると、この中に部落問題も複合的差別というのは実は入ってくると。現実に滋賀県内の老人福祉施設の中で部落差別発言事件があったという事実もある訳ですから、そういうことを考えるならば、部落問題、あるいは外国籍、定住外国籍の人達がいます。なかなか朝鮮半島から来られた方で一世、二世の方、やはりそういう方で高齢者福祉施設に行ってもなかなかなじめないということで、在日コリアンの人達が中心的になって在日コリアンの人達の福祉施設をやったりしています。だから、そういうことで言うならば、様々な複合的差別の中に、検討材料として部落問題や外国籍の

人達の課題も複合的差別にあるんだということも含めて検討していただきたいと思います。

もうひとつ忘れました。これが質問の最後です。あともうひとつは、この条例の中で教育の問題もあって、相談もあったのですけれども、もうひとつはこれらがこの条例の中で具体化されて、どういう効果があったのかということも含めた実態調査のことがここには載っていないと思うのです。

そういう意味では実態把握をすることを通じて、そしてこの条例がどこまで進んだのかということも含めて、それらの効果測定も含めて、そしてそれをもう一回、例えばこの社会福祉審議会なり、例えば年次的な取組について報告をして、その報告を基に、具体的に事業の進捗状況、課題を含めて、更にはこの条例の充実につなげていく。そういう意味では、実態調査と事業の進捗状況、報告と指示というものを求めていくための必要性があるのではないかというふうに思います。以上です。

〔委員長〕

ありがとうございます。では、5点、質問と御意見、提案もありましたので、よろしく お願いします。

[障害福祉課長]

まず、1点目の社会モデルについてでございます。差別解消法が施行された後、内閣府から差別解消の推進に関する基本方針というものが出ておりまして、その中に社会モデルの考え方が整理されております。それによりますと、「障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁、事物、制度、慣行、観念その他一切のものと相対することによって生ずるものとする」という考え方が示されております。

2点目の教育の保障について、特に社会教育ということでございます。議論の中では社会教育という言葉でもって御意見はございませんでした。当然、啓発ということも含めまして必要であるということについては、条例骨格における施策の中で取り組まれるという想定がなされているという理解をしております。

3点目の相談の機関、既存の様々な相談機関との関係性でございます。このことにつき

ましては、そこの関係性をどうしていくかということについての御意見もございました。 まだ議論の途中でございまして、結論を得ておりませんが、議論の中では、この地域相談 員というものについては例えば、既存の身体障害者や知的障害者の相談員を充てるなどの 既存の相談を活用させていただくという意見も出ておりましたし、そういった既存の機関 とのネットワークも連携が必要という意見もございました。この部分についても、もう少 し議論が必要とお願いしたいと考えております。

それから、複合的差別のことでございます。部落差別や外国籍という方について、これは検討をという御意見として受け止めさせていただきます。これまでの議論の中では、ただ今御説明させていただいたとおり、障害ということをベースにそれを少し広げることはできないかという御意見であるとか、障害の社会モデルということを考えると部落差別の課題も対象となるという御意見も両面ございましたので、更に御検討いただくと考えております。

最後に条例の効果や実態調査、あるいは効果の検証、進行管理ということでございます。 そこまで深い議論まではまだ至っていないという状況でございますが、相談のところで御 説明をしております協議会で一定そういう機能も持っていくというイメージがございます のと、現在、県でも障害者差別解消法に基づきまして協議会を設置しておりまして、そう いうところではそういった機能も一定既に担っているということでございますので、この 協議会の機能をうまく活用していくということが想定をされるのではないかと考えており ます。今後、更に議論をしていただきたいと考えております。以上です。

〔委員長〕

委員よろしいですか。

[委員]

説明を聞いておりまして、もう一件。実は、うちも人権相談室を持っています。多分うちへの聞き取りはなかったですよね。実際に障害を持った人達も含めて、さきほど言ったように、ネットワーク協議会というものがあって、それぞれ相談機関あるのですよね。だから専門的な相談機関になればなるほど、「うちの枠からはずれた分は、うちでは相談に

なりません」ということで、結局うちの方に何でも相談みたいな形で、障害を抱えた人達 も含めて相談に来られます。そういう実態も是非知ってもらいたいと思うので、相談ネッ トワークがあるけれども、その中でうちのヒアリングすらされていないところに私は非常 に違和感を感じます。

うちを認知されていないのかなと、公益財団法人で県からもお金をもらって、相談をやっている訳ですけれども。是非一度うちの相談の実態も含めて、聞いていただければと思います。

相談体制の充実というのは部落差別解消推進法の中でも言われていまして、極めて大事 です。相談を通じて施策の課題、問題も見えてくる訳ですから、あるいはその実態も見え てくる訳ですから。そういう意味では、様々な取組のひとつの大きな基礎になるのが相談 だと思いますので、この相談体制をどう充実させていくか、このことについては真剣に議 論していただきたいのと、私たちも隣保館や人権センターの相談を通じて感じるのは、さ きほども言いましたように、本当にしんどい人ほど、相談に来て、支援を必要な人ほど、 なかなか相談に来られないという現実があるということですよね。それは先ほど言ったよ うに様々な課題がごっちゃになって、本人も何を相談したらいいかわからないという現実 が存在している訳ですよ。そういう意味では、その解決の仕方のひとつとして、今県内に 30 いくつある隣保館の相談機能の経験が非常に役立つのではないか、「とにかく行って、 何でもいいから相談に行き」と。隣保館の職員が話を聞く中で、仕分けをして既存の行政 機関とか運動団体や様々な支援団体と手をつなぎ、連携をしながら支援方策の検討会議を 持って、そして解決につなげていくと。こういう仕組みが長年にわたって隣保館の取組の 中でできていますので、それも参考にしながら相談体制の充実については、より実態に合 った形で検討を進めていただきたいと思います。同時に、実熊調査についても、実熊がわ からなかったら何をしていいかわからない訳ですから、そういう意味では、実態把握につ いてもきっちりしていただければありがたいなと。当然いろんなところでそれぞれの分野 ごとの実態は把握されていると思いますけれどもね。条例の中でもできたら明記していた だきたい。

それからもうひとつは教育の問題。これは人権教育の中でも3つの視点があると言われていますし、障害者差別禁止条例の中でも3つの視点が言われていると思うのですよね。

やはり複合的な差別の問題も含めて、改めて、学校教育、社会教育含めて教育を推進していくことが大事だと思うのですよね。そういう意味でも、障害者自身の教育を保障していく取組、それから差別をなくすための取組を含めた人権のための教育と言われていますので、そういう視点で教育の必要性も大事なので、そこは学校教育、社会教育含めて、広く先ほどの社会モデル、従来の医学モデルから社会モデルに変わってきている訳ですから、その社会モデルをもっとわかりやすい形で広げていくということも含めた、社会啓発を含めた教育の推進をこの中で明記していただければありがたい。

〔委員長〕

ありがとうございました。複合的差別というのは非常に難しい範疇かなと思います。いずれにしてもそういう議論を深めていく中で、総合差別禁止法の道を行くのか、広げていくとそうなっていくと思いますので、その辺は、実効性を補完するという観点から再整理が、今の委員の意見を踏まえて、必要ではないかなと私は思いました。

それからもうひとつ「社会モデル」の説明は、先ほどの障害福祉課長の説明は事実として合っているが、わかりにくいので、もう少し平たく言ってほしいと思います。また表現を考えて下さい。他に何かございますか。

[委員]

今、御報告を聞きまして、専門分科会の非常に丁寧な審議、プロセスがよくわかりました。委員長がおっしゃられましたように、この条例を作る趣旨ですね、これははっきりさせておいた方がいいだろうと思うのですよね。ですから、補完的なものにし、実効性のあるものにするんだと。それは60点くらいの感じかもしれません。100点満点中、総合差別解消法の、もっと実効性のあるものにすることとしたら60点、70点かもわかりませんけれども、とりあえず今、しなければならないことはここだという。

それにしましても、委員からお話ございましたように、あらゆる関係する差別と闘ってきた団体のヒアリングをしていないというのは、ちょっといかがなものかなと。女性差別であるとか、様々な今までの実態がある訳ですから、その辺りはヒントになることが多くございますので、是非今からでもいくつかの関係団体には丁寧なヒアリング、書面でもか

まいませんけれども、できる範囲のことをしていただきたい。

要するに、生きづらさを抱えておられる当事者の方をまず中心に置くということですので、その方たちの願いや御意見をちゃんと聞くと。ただもちろんちゃんと聞いた上でもできることとできないことがありますので、そこは専門分科会あるいはここの審議会で決断をする。そして評価をして、3年後か6年後かの見直しでいいものにしていくという姿勢を示すということがとても重要だと思っています。

それからこの「生きづらさ」という言葉は確かに主観的なものでございまして、私も大学のテキストを書いたりします時に講演用語や自分の論文などでは、かぎ括弧をつけて「生きづらさ」と書くのです。もちろん生きづらさとは御本人のエンパワーメントを引き出すものでありますから、生きづらさなのだけれども、しかし、やはり地域社会における地域生活課題なのですね。それを抱えた人で、要支援者と言ってしまうとまたこれも色んな課題を抱えますので、いくつかの言葉をつなげて生きづらさを抱えるとか、少し前文にはふさわしくないですけれども、そういうことにしないと。生きづらさという問題を抱えない人はいいのか、そう思わない人はどうなのか。

私は条例というのは、御本人がどう思うかが、一番大事ですけれども、御本人は認知しなくても、家族が認知しなくても、社会的に見てこれはおかしいぞということに関しても私たちはちゃんとしていこうというのが条例だと思いますので、ここのところはちょっと、また専門分科会でも丁寧な議論とそれから議論し尽くした結果だと思います。この委員のメンバーを見ると日本を代表する人達が委員に入っておられますので、ひょっとするとこれ以上出ないかもしれませんけれども、その辺り私も考えてみますが、ちょっと気になるかなという感じはいたします。

それから複合的差別のことをおっしゃっていました。私もずっと長い間、女性差別で障害者差別を抱え、被差別部落で暮らしている人の課題、これが一番難しかったです。そういう意味では、私たちが難しいというのはその方が一番しんどい訳ですから、そういう観点を、是非どこかで、精神としては入れていただきたいなと、感想です。

[委員長]

ありがとうございました。感想だけではなく、御提案もございましたので、専門分科会

でまた御報告いただきながら御議論いただければと思います。他、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

[委員]

今のお話とも被る部分がありますので、少し短めにと思いますけれども、私達自身、障害のある人達から生活困窮の方々の就労支援まで含めてさせていただいていますけれども、 生活困窮の方々の支援をしていると、まさしく複合的支援が必要な方になってくるのです。

障害があるだけでなく、先ほどありましたけれども、外国にルーツのある方であったりとか、もちろん議論にあるのかもしれませんが、刑務所から出てこられた方とかという部分も含めて複合的なケースというのがすごく出てくると思います。

今回のこの条例の趣旨的にも「ひとりの不幸も見逃さない」という前文の趣旨のところも踏まえると、支援をしている中で、糸賀先生の思想で「自覚者が責任者」というところにつながってくるものになってくると思うのです。そういう部分では、今日の御議論もありましたけれども、理念としてはこの複合的な部分であるとか、生きづらさを抱えた方々の支援という部分に関しては、この条例に是非思いとか理念というのはしっかりと盛り込んだ中で進めていただくような形がいいかなと思います。

〔委員長〕

生きづらさの観点を入れてほしいということで、表現が一番難しいですよね。主観的な。 ある人がおっしゃっていましたけれども、「私は障害を持っているけれども生きづらさを 抱えていない」という発言もありましたが、人によって、なかなか主観的な言葉です。そ れを条例というところに落とし込もうとすると、なかなか定義が非常に難しい。いずれに しても先ほどの社会モデルと同じで、わかりやすい言葉で、前の時の審議会でも先行県で すか、要は県民の認知度が低いという統計データがありましたけれども、認知度が低いと いうのは非常にわかりづらさということも連動していると思いますので、わかりやすさを 大事にしたいなと思っています。よろしくお願いします。あと何かございますか。

〔委員〕

この(資料1)37ページの、先ほどから社会モデルということで話題にはしていただいている訳ですけれども、ローマ数字のV番に記載をしていただきました「共生社会の実現に向けた施策の推進」というところで、今委員長もおっしゃったように、この条例というのは県民がきちんと理解して、現場で実行できないことには、本当に絵に描いた餅になってしまうと思います。

ですので、社会モデルの研修ということを(3)で書いていただいておりますが、これを 是非わかりやすい形でお伝えできるような工夫を是非していただきたいなと思います。例 えばこの保育の分野で言いますと、例えば、障害児保育ということを取り組んでいたり、 あるいは障害者の雇用ということも具体的にやっているところで非常にいい好事例があり ますから、そういったことをお伝えするような形の研修でありますとか、わかりやすく、 県民が「そっか。それなら私らもできるな。」というふうに理解できるような研修をして いただくといいのかなと思いました。

〔委員長〕

ありがとうございました。それでは、いろんな観点の意見がでましたので。

[委員]

もうひとつですね、今おっしゃった(資料1)37ページの5「情報の取得、コミュニケーションに対する支援」、これは丁寧にしていただきたいですね。その前の「手話および手話言語の普及」も私は関係するのだろうと思いますけれども。

と言いますのは、教育、大学教育の現場では、例えばヘレン・ケラーさんのようなですね、見えないし、聞こえない人を教育したことがあります。彼は留学もいたしまして、今、立派に様々な福祉活動、御自身がNPO法人を作り、代表として様々な事業をやっているのですけれども、そういう、それこそ複合的な障害を抱えた人のコミュニケーション、とても教育は難しいです。指でのタイプですとか、私などは手のひらに色んなことを書いたりですね、両方が育てられる訳ですよね。

ですから、この辺りはとても大事で、私どもの大学などもそうですし、私が以前おりま

した大学もそうでございましたけれども、その間様々なコミュニケーションに対する技術、 技法は、機器を使ったことはもちろんあります。 踵 でパソコンを打ちながらそれが出ると いうものも使って、普及をしてきておりますので、ある意味ですね、少しここはQ&Aで もけっこうですし、今後幅広くできるようにしていただきたいなと。

もちろん手話、手話言語はとても大切でしょうけれども、それ以外のコミュニケーションもありますので、その辺の扱いを丁寧に、しかし当事者の方たちの御意見を聴いていただいて書いていただけたらありがたいかなと思います。

〔委員長〕

ありがとうございました。言語の関係も意見でました。もう、他ありますか。なければ 次の議題に行きたいと思っております。それでは次第の4「再犯の防止等の推進について 」、事務局説明をお願いします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料2、参考資料 説明)

〔委員長〕

これは今後、社会福祉審議会で議論するということでよろしいですか。

〔健康福祉政策課長〕

お願いいたします。

[委員長]

それを前提とした話の説明ということですね。わかりました。

〔委員〕

再犯の更生保護の件に関しましては、私も個人的に取り組んできておりまして、この刑事手続段階における高齢者・障害者の入口支援に関しましては、全国に先駆けて滋賀県が

いち早く取り組んできたものであります。数字でもかなり大きく出ていますけれども、やはり刑務所における高齢者の率が非常に大きいということと、滋賀県でも昨今残念な事件として報道されました知的障害者の方への犯罪に関する調書の件で課題となっておりました。そういう面では、福祉の面が非常に大事でして、高齢者の方も再犯で戻られた時の住居確保に支援をされている方が、やはり保証人の問題とか住居が決まらないということが非常に支援体制として厳しいと言われておりますので、福祉体制の増強がかなり必要であると感じております。

それともう1点が少年の件なのですけれども、「あすくる」の方とお話しをしておりますと、少年の中にやはり自己肯定感が低い方が多いということと、もう1つは大人への信頼度がかなり低いということが状況として分かっておりますので、そういった点においてどのようにするかをもう少し具体的な事業として進めていくことが必要だと考えております。

〔委員長〕

今、児童の話もでましたけれども、この取組というのは対象者として児童も対象とする ということですか。

高齢者・障害者、障害児も対象でしょうか。

〔健康福祉政策課長〕

実際、この再犯防止推進計画をどういう形で進めていくかというのは大変難しい分野です。例えば、犯罪につきましても広範囲にわたっておりますので、先程申し上げましたように、やはり高齢者・障害者という福祉サービスの視点で、福祉の分野からどうアプローチしていくかということですので、その少年の分野をどこまで下げていけるかというのは、今施策の中であげてありましたように「あすくる」の取組等の連携もございますので、もう少し深めないとお答えがしにくいところです。

[委員長]

私が聞いているのは、国の考え方。

〔健康福祉政策課長〕

国の考え方は、再犯防止推進計画の中では少年も入っております。

〔委員長〕

予算要求の3,600万円というのは、全国か、それとも滋賀県か。

〔健康福祉政策課長〕

滋賀県でございます。

〔委員長〕

国全体の総額はいくらなのですか。参考に教えてください。

〔健康福祉政策課課長補佐〕

国の方では来年度から法務省の方で予算要求をしておりまして、平成30年度は約1億4,000万円、平成31年度は2億4,000万円、平成32年度はまた1億4,000万円ということで、総額5億2,000万円くらいの3年間の再犯防止推進モデル事業をすると、こういう予定です。

〔委員長〕

モデル事業ですか。

[健康福祉政策課課長補佐]

はい。このモデル事業を踏まえて、出てきた課題とか問題点をさらにまた次に深めてい くという予定になっています。

[委員]

この再犯防止に関しまして、私も保護司という立場で罪を犯した人と決められた期間、

面接しております。高齢者の方も多いのですけれども、やっぱり少年というのも多いです。 再犯するというのは、社会に出てきても就労先がない、まず仕事がない、収入がないとい うところが一番再犯に陥る大きいところなのですね。そうして予算をたくさんつけていた だいて、どういう使い方をしてくださるのか、どういうかたちで支援をしてくださるのか というところをもう少し具体的に本当にその立場になってお考えいただきたいなと。そう いう意味では社会復帰のために保護司の先生方はボランティアで本人と接して、その再犯 防止に対しての努力をしています。私もずっと何年かいわゆる対象者の保護観察を引き受 けて、先程ちょっと障害の話もでたのですが、精神的な障害は外見からは分からないです。 そういう子どもが事件を起こして保護観察処分になって、私がお引き受けするという事例 もございましたのですが、でもゆっくり話しを聞くと本人も理解度もありますし、素直に 話もしてくれるということもあるのですけれども、なかなか周りが一旦そういうことを起 こした子どもに対して、もっと大きな心で理解を持って接してもらっているかというと、 そうじゃないケースも学校の先生も含めてあります。

本人もすごく精神的に不安定なものを抱えて生活していますし、家族、両親がいましても複雑な家庭環境であったりとか、低所得で生活も大変だという中でそういうことをする。 じゃあどうしてその人たちを復帰させていくのかというのは本当に行政も我々一般市民も、 そして学校教育の方でも相当な御理解がないと、どこか1つが頑張ってやってもなかなか 難しい問題です。一応私たちがお預かりする満期がきまして、そこまできちんと社会復帰 できるまでちゃんと更生というか、できるようになって私たちの手を離れるのですけれど も、離れたその後というのもなかなか大変なものがございます。

こういうふうにして色々と御協議いただいて、色んな実態を皆さんで知っていただいて、 その上で解決策というのを十分に御検討いただかないと、 机上だけでなく本当に実態は大変なものがございますし、保護司の先生方も非常に苦労しておられる場合もあります。 生活保護の問題とか色々なことまでも保護司の先生が窓口となってやらないといけないようなことになってしまう。 どこに相談に行けばよいかとか、 もっと明確なものができるといいかなとも思いますし、 就労先というのもなかなか難しい問題があります。 それと滋賀県で今、大津、彦根、草津・栗東には更生保護協力雇用主会というのがあるのですが、まだ協力雇用主会すらない市町があるのですね。 もっとそういう意味では、 雇用主さんにも御

協力いただけるような体制を声高に言っていただいて、社会はみんなが支える社会である というところをもっともっと作っていかないと形だけでは何も進まないというふうに私は 思っています。

[委員長]

ありがとうございました。保護司の経験から非常に貴重な御意見であり、今後の議論の 方向により大きなものであると。

その議論の方向と言えば、そういう実態に詳しい方がお二人いらっしゃいますので、どうぞ。

〔委員〕

再犯防止で、再犯率の御説明ございましたけれども、特に高齢者、障害のある方の再犯率がぐんと高いわけですね。その理由というのが、複合的な問題を抱えておられる、先程の議論でもありましたけれども、一つの問題だけではないという方たちなので、やはり再犯率の高さに結びついてくるというところがございます。

やっぱりよく言われるのが、「居場所と出番」ということで、まずは安定した生活、居心地の良い、生きていて、そこで暮らしていていいと思える生活空間が必要だと言われているのですけれども、なかなかやっぱり犯罪につながってきた方たちと接していますと、居場所のなかった、小さな頃から自分の家庭が安心して暮らせる場所ではなかったというような方たちが非常に多くあって、なかなか変な話ですけれども、やさしく受け止めてくれるところが不安になって飛び出してしまうというような方もいるぐらい傷ついています。

そこを乗り越えてまず受けていく、受け止めていく、認めていく、受け入れていくというような精神的な作用も含めて居場所をまず作ることと、あと出番というような就労も含めて活動できる、社会参加できるということは、つまり人の関係が結べるというところが非常に大きいのですね。今日の県の色々な事業を示していただいている中で、(資料2)8ページ(2)④は、実は社会福祉士会が県との協働事業で今提案中のものなのですけれども、これを出させていただいたのは、(資料2)7ページの(2)国の再犯防止推進計画の策定の重点課題の④、特性に応じた効果的な指導の実施とあります。そういうわりと

こう福祉の方で居場所ですとか活動する場所、チャンスをもっていただくというような支 援はわりとしやすいのですが、実際、④の「特性に応じた効果的な指導」というのは非常 に難しいと思っております。ただこれを特化して何か専門機関を作ってやっていくという ことも一つなのですが、それよりは今、日常的に支援している方たちにこういう視点を持 ってもらえるようにならないかなと。よっぽど難しい方は別にして、ある程度こういう日 常支援の中にこういう視点が犯罪に至った障害のある方、高齢の方、あるいは障害がなく てもいじめに遭ってきた、虐待に遭ってきた方たちが、どのように犯罪から離脱、離れて いけるのかというようなところを丁寧に、末永く、息長く支援できるというようなところ を少しある程度専門的に関わってきたスタッフたちで、この会の中には弁護士さんですと か、心理学の大学の先生ですとか、グローさんでやっておられます地域生活定着支援セン ターの所長さんですとか、そういった福祉の専門家も入っているのですけれども、そうい ったことで地域支援、支援者への支援もしていって、先程のひとり一人の特性に応じたと いうメンタルの部分も含めての生きてて良かったと、依存症の支援に似ているのですけれ ども、人生観が変わるというようなところまで目指していかないと本当の意味で犯罪から は離れられないというところがありますので、まだまだ十分ではないのですけれど、とっ かかりとしてやっていきたいというところです。

[委員]

再犯を繰り返す障害のある人や高齢者のことをずっと支えていらっしゃる人たちの中には、こういう再犯をする人たちは絆を失った人たちであるということをよく聞きまして、まさに絆がどこにもないので、また再犯をして刑務所にいくというようなことなのだろうということは思います。

今回、この再犯防止等の推進に関する法律ができて、第8条の中に地方の再犯防止推進計画を考えるということで、今回、社会福祉審議会の場で議論されることはとても良いことで、賛成というか、議論を進めていっていただきたいと思うのですが、そうすると今、委員もおっしゃったように多分、再犯をする人たちの複合的な状況が浮き彫りになってくるのだろうというように思います。

こういう検討を重ねていくことで、そういう背景をしっかりと関係者が理解をする一つ

の大きなきっかけになるのではないかということからも、この計画を是非議論に入ってい ただきたいというように思います。

先般も拘置所から連絡がありまして、どうも認知症の高齢者と思っているのだけれども、少し違うみたいだと。少し見立てというか、一度、障害があるかもしれないということで、見立てを、意見を聞きたいということがありまして、それで実際に拘置所に行って、色々診てみると、やはり高次脳機能障害ではないのかというような、我々は意見を申し上げたりしまして、その入口支援というようなことも先程おっしゃいましたけれども、やっぱり障害の内容によっては、裁判をどう進めていっていただく方がより客観的な事実と向かい合えるのかということにもなりまして、非常に幅広い議論の材料が必要になってくるのだろうと思いますが、先程も申しましたように、おそらくどう支えるかとソフトだけでなくて、住まいの問題が大変重要になってくるだろうということも言われておりますので、是非、こういう審議会の場で広く議論が進むことを期待したいと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。非常に今後の議論の方向にですね、より重要な論点ではないかなと思います。

他ございますか。よろしいですか。

それでは、これを持ちましてですね、本日の審議会は終わらせていただきます。司会を 事務局にお返しいたします。

[司会]

皆様、本日は長い間ありがとうございました。本日、委員の皆様から貴重な御意見をいただきましたことを踏まえまして、今後の検討それから諸施策の進め方について、是非、調整させていただきたいと思います。

委員長におかれましても要所要所でわかりやすくまとめていただいたり、御説明いただ きましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。